

「障がいのある議員や妊娠している又は育児を行う議員への配慮について」調査結果

(令和2年1月)

【調査自治体】

- 大阪府
- 政令指定都市19市（本市除く）
- 中核市（大阪府内）6市

【調査結果】

1. 障害のある議員への配慮に関する会議規則等の規定の有無

○大阪府【無】

○政令指定都市【有】7市／19市

〔回答〕

- 議場において合理的配慮を必要とする者に対して、適切な対応を行うことを定めた規定（横浜市）
- 障害を有する議員への対応は、議会運営委員会で協議して、議員の状況に応じて特例措置を設ける。（静岡市）
- 表決に際して、起立に代えて挙手によることを認める規定（さいたま市、広島市、熊本市）
- 議員が車椅子で本会議に出席する場合、議席で着席のまま発言することを認めている。（広島市）
- つえ等を携帯して議場または委員会の会議室に入ることができる規定（相模原市）
- 視覚障害者議員に限り、代表・一般質問時での発言残時間を、発言残り時間表示装置の音を発信することによって知らせることを規定（新潟市）
- 視覚障害者議員が委員長に就任した場合、補助員に事務局職員を充てることを規定（新潟市）

○中核市（大阪府内）【有】0市／6市

2. 障害のある議員への配慮に関する事例の有無

○大阪府【有】

〔回答〕

- リハビリ中の議員に対して、杖の議場への持込みの申し出の許可、車いすによる議場への入場の申し出の許可

○政令指定都市【有】 14市／19市【検討中】 1市

〔回答〕

- 本会議における投票による表決の際に、登壇して投票することが困難な議員について、代理投票を認めた（仙台市）
- 起立することが困難な議員について、本会議又は委員会における表決に際して、起立に代えて挙手によることを認めた（仙台市、さいたま市、静岡市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市）
- 議場内のスロープ設置又は手すりの設置（さいたま市、横浜市、神戸市、広島市、福岡市）
- 車椅子を利用する議員について、可動式の演壇の設置（さいたま市、横浜市、神戸市）
- 磁気誘導ループ補聴システム、イヤホンボックスを設置（さいたま市）
- 議場内における移動に係る事務局職員による介助（さいたま市、名古屋市、北九州市）
- 本会議での質問に際して、事務局職員による資料揭示の補助（さいたま市）
- 視覚障害者議員について、正副議長選時の点字投票への対応、本会議や委員会の資料の点訳やデータでの提供、議場及び委員会室への電子点字ノートの持ち込み（新潟市）
- 本会議場への入退場の際し、つえや車いすの使用を許可（京都市）
- 車椅子を利用する議員について、議席の着脱化（大阪市）
- 取組みを検討中（令和4年度の本庁舎建て替えの中でヒアリンググループの設置等各種バリアフリー対応について取り組む予定）（川崎市）

○中核市（大阪府内）【有】 3市／6市

〔回答〕

- 議場内のスロープ設置又は演壇の設置（高槻市、豊中市）
- 議会事務局職員による代理投票、代理挙手（高槻市）
- 本会議場の各議席にイヤホンジャックの設置（八尾市）

3. 妊娠している又は育児を行う議員への配慮の規定の有無

○大阪府【有】

〔回答〕

- 議員の「出産」を議会の会議欠席の理由に規定

○政令指定都市【有】16市／19市

〔回答〕

- 議員の「出産」を議会の会議欠席の理由に規定（札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）
- 議員の配偶者の出産補助等を議会の会議欠席の理由に規定（岡山市「岡山市議会会議規則第3条第1項」、熊本市「熊本市議会会議規則第147条の2」）

○中核市（大阪府内）【有】5市／6市

〔回答〕

- 議員の「出産」を議会の会議欠席の理由に規定（高槻市、東大阪市、豊中市、八尾市、寝屋川市）

4. 妊娠している又は育児を行う議員への配慮に関する事例の有無

○大阪府 【無】

○政令指定都市 【有】5市／19市

〔回答〕

- 議会フロアの多目的トイレに「おむつ替え台」を設置。また、休養、更衣、授乳等を必要とする場合に利用することができる女性議員用休養室を設置（横浜市）
- 出産を控えた議員に対し、議席で水を飲むこと、本会議の起立表決の際に、起立に代えて挙手で意思表示を行うことを許可（京都市）
- 妊娠・出産を理由に、期間を定めた欠席届を提出した事例（大阪市）
- 議会棟のトイレ改修にあわせて、議場フロアの車椅子用トイレにベビーベッドを設置（神戸市）
- 妊娠している議員に対して、演壇に椅子を準備し着座にて質問を行うことを認めた（熊本市）

○中核市（大阪府内）【有】0市／6市